

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)	
地域名 (地域内農業集落名)	大岳地区 (大口集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月13日 (第 1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、担い手に20歳代から50歳代までの農業者が多く存在し、高齢化が進む大岳地区の中でも後継者が豊富な集落である。平成18年度に完了した基盤整備に加え、平地部においても基盤整備に着手するなど活気ある地域である。

農地集積が困難な樹園地地帯であるが、基盤整備の進捗に伴い中間管理機構を利用した農地集積を進めており、地域農業の活性化が進んでいる地域となっている。しかし、集落の人口は同町他地区と比較し緩やかではあるが、減少し、人手不足が深刻化している。

今後、年月の経過とともに担い手農家の高齢化等により後継者不足、人手不足による離農や規模縮小等による荒廃地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備地区内においては、道路・水路等の整備が進み、農地集積も進んでいるため今後は共同作業等による省力化を目指し、コスト低減と、果樹の加温栽培等による品質の向上による所得の向上を目指す。

また、地区外においても小規模な基盤整備等による農業用水の確保や農道等の整備を目指し耕作条件を整え、外国人研修生制度や派遣等を活用しながら人材を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	124 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	124 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

大岳地区における、大字大口地内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後後継者不足等により、離農の増加が見込まれるため、農地バンクを活用し農地の情報等を得ながら地域内においての集積・集約を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区においては、18haの基盤整備が完了し、現在25haの基盤整備に取り組んでいるが、周辺の農地においては未整備な地域も存在する。小規模な基盤整備等により、用水の確保や農道の整備等を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタル、作業受託などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
人材不足を解消するため、JAや市と連携しながら外国人研修制度や人材派遣等を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。